

島根県立中央病院院内カフェ運営事業者募集要項

令和6年5月
島根県立中央病院

1. 目的

島根県立中央病院では、来院者へのサービス向上と病院職員の福利厚生の充実を図るため、1階アメニティホール付近にカフェ部門の設置を予定している。この要項は、本病院において行政財産使用許可を受け、病院利用者、職員等を対象とした院内カフェの運営を行う事業者（以下、「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等を定めるものである。

2. 選定等の日程

項 目	期 限
(1) 公告	令和6年5月13日（月）
(2) 説明会及び現地見学	令和6年5月30日（木）
(3) 参加申込書等の提出	令和6年6月12日（水）
(4) 参加資格審査結果の通知	令和6年6月17日（月）
(5) 質問書の提出	令和6年6月24日（月）
(6) 質問に対する回答	令和6年6月28日（金）
(7) 提案書等の提出	令和6年7月3日（水）
(8) 提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年7月12日（金）
(9) 審査結果の公表・通知	令和6年7月中旬ごろ
(10) 工事等に関する協議	令和6年7月下旬から
(11) 工事等施工及び開店準備	令和6年8月上旬から
(12) 店舗オープン	令和6年11月中旬ごろ

3. 応募資格

次に掲げる要件を満たす事業者に限り、応募することができる。なお、複数の個人又は法人による共同提案のグループ応募を認める。ただし、契約については、代表となる者が行い、その者は共同提案者が行う事業について連帯責任を負うものとする。

また、応募については、1事業者1応募とし、共同提案のグループ応募を行う場合は、当該グループの構成事業者は、他の応募者の構成事業者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県において県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされているものでないこと。
- (8) 島根県において過去3年間、食品衛生法（昭和28年法律第229号）に違反したとして行政処分を受けていない者であること。

4. 説明会及び現地見学の実施

本件の公募への参加者を対象として、次のとおり説明会を実施する。

- (1) 実施日時
令和6年5月30日(木)15時
希望者には説明会終了後に現地見学を実施する。
- (2) 会場
島根県立中央病院 1階 会議室5

5. 提出書類の内容

本件の公募に参加しようとする者は、別紙「院内カフェ運営事業者募集に係る条件等」を熟知の上、次の書類を提出すること。

- (1) 参加申込書(様式第1号)
- (2) 島根県立中央病院院内カフェ運営事業者選定に係る企画提案書(様式第2号)(以下、「企画提案書」という。)
- (3) 納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税(延滞税及び加算税を含む。)に未納がないことを証する納税証明書並びに島根県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち島根県内に事業所を有さない者にとっては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。なお、グループ応募の場合、グループを構成する者すべての納税証明書を提出すること。

6. 書類の提出期限等

- (1) 提出期限
参加申込書: 令和6年6月12日(水)午後5時まで
納税証明書: 令和6年6月12日(水)午後5時まで
企画提案書: 令和6年7月3日(水)午後5時まで
郵送の場合はいずれの書類も必着とする。参加申込書を期限までに提出しなかった場合には企画提案書を提出することはできない。
- (2) 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便もしくは民間事業者による書留郵便に準ずるものとする。)
- (3) 提出先
〒693-8555
島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院 事務局総務部 総務課 担当: 都間
電話 0853-30-6417
ファクシミリ 0853-21-2975
メールアドレス tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp
- (4) 提出部数
上記5の(1)及び(3)の書類については各1部、(2)の書類については12部

7. 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の規格はA4版とする。(図表のみA3版の折り込みを可とする。)
- (2) 企画提案書は30枚以内(両面の場合15枚30頁以内)とし、簡潔な記述とすることとし、様式第2号及び商品メニューその他カタログ等の資料は企画提案書の枚数に含まない。なお、A3版の折り込みは1枚(片面利用で1頁の扱い)に数える。
- (3) 企画提案書に添えてパンフレット等の提出は可とするが、必要最小限のものとする。提出部数は12部とする。

8. 質問及び回答

質問がある場合は、島根県立中央病院院内カフェ運営事業者選定に係る質問書（様式第3号）により電子メールにて提出し、提出後に電話で到達確認すること。口頭による質問は受け付けない。

また、本応募とは関係ない事項に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しない。

- (1) 提出方法：電子メール（tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp）
- (2) 受付期限：令和6年6月24日（月）午後5時まで
- (3) 回 答：質問に対する回答は、令和6年6月28日（金）までに順次、メールにて参加者全員に回答する

9. 審査方法等

「島根県立中央病院院内カフェ運営事業者選定審査委員会」（以下「選定審査委員会」という。）において、審査及び評価を行う。

- (1) 審査基準
別添1「評価基準」のとおりとする。
- (2) 書類審査
提出された書類に基づき、事務局総務課において書類審査を行う。
- (3) プレゼンテーション・ヒアリング審査
企画提案の審査については、書面審査のほか、選定審査委員会により企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション・ヒアリングを行う。また、必要に応じてそれぞれ試食等のデモンストレーションを行う。
ただし、提案者が多数の場合においては、書面審査により事前審査を行う場合がある。なお、日程及び場所、実施方法等については対象者に別途連絡する。
- (4) 院内カフェ運営事業者の評価
書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにより企画提案内容等を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。
- (5) 評価結果の通知及び公表
評価結果は、次のアからエまでに掲げる事項を提案者全員に通知するとともに、島根県立中央病院公式ホームページに掲載し公表する。なお、応募多数の場合における事前審査によりプレゼンテーションを行わないこととなった者に対しては、プレゼンテーションの日程の通知に併せてその旨の通知を行う。
 - ア 選定・非選定の旨
 - イ 選定した提案書を提出した者の氏名（名称）
 - ウ 選定・非選定の理由
 - エ 選定審査委員会委員の構成審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (6) 評価後の手続き
最優秀提案者を内定者とし、出店に伴う協議を行う

10. その他

- (1) 提出期限後に提出のあった書類は受理しない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類の内容については、今回の運営事業者選定以外に利用しない。
- (4) 書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出後の書類の追加・修正には応じない。
- (6) 書類の内容に関して、確認又は問合せを行うことがある。

院内カフェ運営事業者募集に係る条件等

1. 施設の概要

(1) 病院概要

ア 施設名	島根県立中央病院
イ 所在地	島根県出雲市姫原四丁目1番地1
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造（免震構造）
エ 病院の規模	病床数568床 40診療科
	建築面積 15,529.48㎡
	延床面積 57,293.45㎡

オ 患者数（1日平均）

区 分	令和5年度
入院患者数	439人
外来患者数	904人

カ 職員数（R6.4.1時点）

正規職員 987人

会計年度任用職員 274人

委託職員等 約380人

キ 一般外来診療日 土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く毎日

(2) レイアウトの資料

設置場所は1階アメニティホールの一角であり、院内カフェの面積は76.99㎡とする。このうち、店舗部分は43.39㎡とし、飲食コーナーは33.60㎡とする。飲食コーナーについては、島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程（平成26年島根県病院局管理規程第5号）第10条（使用料の減免）第3項に基づき、使用料は徴収しないこととする。（別添2「フロア図」を参照のこと。）

(3) 工事等の負担区分

別添3「工事区分表」による。

2. 院内カフェ運用条件

(1) 基本事項

ア 店舗開設方法

病院から行政財産の使用許可を得たうえで店舗を開設運営すること。

イ 使用許可予定日

店舗開設の整備に着手する日。

ウ 店舗営業開始日

令和6年11月中旬を目途とする。

エ 許可予定期間

施設の使用期間については、島根県病院局管理規程上、原則1年以内とする。ただし、来院者へのサービス向上と病院職員の福利厚生の充実を目的として、長期的に安定した運営やサービスの提供を希望するため、許可期間の更新を妨げないものとする。

オ 運営事業者が負担する経費

- 島根県病院局行政財産の目的外使用等に関する規程（平成26年島根県病院局管理規程第5号）第9条（使用料の額）に基づき算定した一定額（令和6年度は 23,660円/㎡（税込））と、島根県立中央病院長と運営事業者との間で予め定めた売上比例比率に売上実績額を乗じて得た手数料額の合算額とし、店舗等の営業開始日から徴収する。徴収は月ごとに算定する。

- ・電気使用料
病院の算出する電気料金（電力量計による使用量に電気料金単価を乗じたもの）
- ・水道使用料
病院の算出した水道、下水道料金（水道量水器による使用量に水道料金単価、下水道料金単価を乗じたもの）
- ・通信費、廃棄物処分費、消耗品費（施設利用に係るものを含む。）及びその他の営業に関する一切の経費
- ・維持管理費用
テナント設備（客席部分を含む。）の維持管理、修繕、交換及びメンテナンス費用等
- ・その他
使用許可部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

カ その他

- ・熱源としてガス設備は使用できない。
- ・使用許可部分に係る日常的な清掃を行うこと。

(2) 営業内容に関する事項

ア 営業日

通年営業を基本とする。

イ 営業時間

営業時間は提案によるものとするが、午前8時から午後6時までを基本とする。

ウ 取扱メニュー

- ・メニュー構成は利用者の嗜好に幅広く対応できるよう、極力バラエティに富んだ品揃えを提案すること。
- ・メニューには、カロリー、アレルギー等に関する表示をすること。
- ・アルコール類、その他病院が適さないと判断するものは販売を禁止する。

エ 提供方式

フルサービス方式やセルフサービス方式等の提供方法は運営事業者の提案によるものとする。ただし、身体の不自由な利用者に対する配慮や工夫をすること。

オ 提供価格

より高い品質を確保した上で、市中価格と同程度以下となるように提案すること。
また、職員が利用することに対する福利厚生面での配慮や工夫をすることが望ましい。

3. その他

- (1) 運営事業者決定後、入居し営業・設置する権利を他人に譲渡又は再委託することは認めない。
- (2) 営業上必要な事項は、営業を開始するまでにあらかじめ関係機関と協議を行い、許可を受けておくこと。
- (3) 病院の施設、備品等を損傷した場合は賠償すること。
- (4) 行政財産の使用許可条件に違反した場合、又はその他病院に不利益を及ぼした場合は許可を取り消すことがある。
- (5) 店舗等からの廃棄物の保管、回収及び処分については、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。
- (6) 行政財産使用許可期間満了後は持ち込み備品等の撤去を行い現況復旧すること。
- (7) 運営事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
また、運営事業者が次のいずれかに該当するかどうかを島根県警察本部に照会する場合がある。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員

」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等(売店・食堂・自動販売機経営者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、売店・食堂経営者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け等させること。

(8) 運営事業者は、食品衛生法、病院管理上の諸規則その他法令、規則等を遵守すること。

(9) 運営事業者は、運営方針、提供メニュー等について、病院利用者の意見を随時取り入れるなど、病院内のカフェとしての利便性向上に最大限配慮すること。

(10) 運営事業者は、利用者の意見を聴くために意見箱を設置し、その意見に沿った改善に努めること。特段の理由がないにも拘わらず改善に進捗がない場合には、行政財産の使用許可を取り消す場合がある。

(11) 店舗等の運営に当たっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とすること。

(12) 病院内の店舗等として、清潔感のある外観で洗練されたデザインとし、障がい者や高齢者、外国人などできるだけ多くの人々が利用できるようユニバーサルデザインに配慮した安全でわかりやすい配置とすること。なお、店舗等の仕上げ工事等については病院全体の意匠や色彩計画を踏まえ、必要な指示に従うこと。

(13) 主な設備、什器、機械類、ゴミ箱等の設置箇所及び名称を記載した平面図をA3版の規格で作成し、店舗等の全体像及び詳細がわかるように示すこと。

(14) 運営事業者は、関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において対処するものとする。

(15) 病院が許可した場所以外での張り紙、看板等の表示または掲出は認めない。なお、意匠上、通路等にて看板や案内等を設置する必要がある場合は、病院に事前協議し、許可を得ること。また、病院事業の運営に支障のある張り紙、看板等は認めない。

(16) 商品等の搬入・搬出時間経路及び荷卸場所については、病院の指示に従うこと。

(17) 業務従業者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じて業務を行うこと。また、万が一、業務従業者が感染症等に感染した場合には、即時に病院へ報告の上、病院の指示に従い、当該業務従業者への措置並びに他の者に感染することがないように感染症対策を迅速に講ずること。

なお、これらの措置にかかる費用は、事業者の負担とする。他に商品搬入及び取扱いの衛生教育も同様に徹底すること。

(18) 倉庫などの保管設備及び従業員の駐車場が必要な場合は、病院敷地外に独自に用意すること。

(19) 事故や犯罪等、若しくはこれに準ずる事態が発生した場合は患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、病院に報告すること。また、営業時間内外における事故発生時の連絡体制を書面にて予め病院へ届け出ること。

(20) 地震等大規模災害発生時や新型コロナウイルス大流行時などにおける病院からの協力要請に対し

て誠意を持って対応すること。

(21) 工事の施工方法は、病院と協議すること。

参加申込書

令和 年 月 日

島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 様

下記のことに参加します。

なお、本書の提出に当たり、島根県立中央病院院内カフェ運営事業者募集要項に示す応募条件を全て具備する者であること、並びに本書及び別紙会社概要の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

島根県立中央病院内における院内カフェ運営事業者の選定

(代表事業者) 住 所： 商号又は名称： 代表者職・氏名： 電 話 番 号： 作成責任者 所 属 氏 名 電 話 ファクシミリ メールアドレス	印
(構成員事業者) 住 所： 商号又は名称： 代表者職・氏名： 電 話 番 号：	印
(構成員事業者) 住 所： 商号又は名称： 代表者職・氏名： 電 話 番 号：	印
(構成員事業者) 住 所： 商号又は名称： 代表者職・氏名： 電 話 番 号：	印

- ※ 1 単独事業者で応募する場合は代表事業者の欄に記載すること。
2 複数の個人又は法人による共同提案のグループ応募の場合は、代表事業者を選定し、構成員事業者もそれぞれ記載すること。

会社の概要

(1) 名 称				
(2) 代表者職・氏名				
(3) 本社(店)所在地				
(4) 設 立 年 月 日				
(5) 沿 革				
(6) 業 務 内 容				
(7) 会社の規模等	営業所(店舗)数			
	従 業 員 数	正職員	人	パート等
	資 本 金			
	過 去 3 年 間 の 売 上 高	年度	百万円	
		年度	百万円	
		年度	百万円	
	過 去 3 年 間 の 営 業 利 益 (損 失) ※損失の場合は 数字の前に△ 印を書くこと	年度	百万円	
		年度	百万円	
		年度	百万円	
	資 産 ・ 負 債 の 状 況	流動資産	百万円	流動負債
固定資産		百万円	固定負債	百万円
その他の資産		百万円	資本の部計	百万円

※グループ応募の場合には構成事業者ごとに作成すること。

様式第2号

島根県立中央病院院内カフェ運営事業者選定に係る企画提案書

令和 年 月 日

島根県立中央病院 病院長 小阪 真二 様

島根県立中央病院院内カフェ運営事業者募集要項に基づき企画提案書を提出します。
本書の内容については事実と相違ないこと、及び運営事業者に選定された場合には本書の内容を誠実に実行することを誓約します。

参加表明者 住所又は所在地
商号
代表者名

印

作成責任者 所属
氏名
電話
ファクシミリ
メールアドレス

出店計画書

※次の事項を盛り込んだ計画書を30枚以内で作成することとし、様式第2号及び商品メニューその他カタログ等の資料は企画提案書の枚数に含まない。なお、A3版の折り込みは1枚に数える。

提案項目1：サービスに対する基本的考え方

① 利用者サービス向上についての具体的な提案

② メニュー及び品数の種類・価格

③ 注文・支払い方式

④ 営業時間帯

区 分	営業開始時間	営業終了時間	備 考
平日 (一般外来診療日)			
土曜日、日曜日、 国民の祝日			
年末年始			

※午前8時から午後6時までを基本とします。

提案項目 2 : 実施体制、管理体制

① 実施体制

職 種	配置人数

① 職種別時間帯別配置

以下のフォームで職種別時間帯別の配置人数を提案してください。

配置者	時 間 帯														
	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
記載例： 調理師 A															

② 食材、調理、施設、機器の衛生管理

③ 事故防止対策や事故発生時の対応体制

提案項目 3 : 従業員の教育、研修

①従業員の教育、研修実施状況

②苦情等に対する対応

提案項目 4 : テナント業者の信用度

①経営状況

②カフェ等の営業実績

③収支見込

- ・ 予定客数
- ・ 予定客単価
- ・ 粗利益見込
- ・ 収支見込

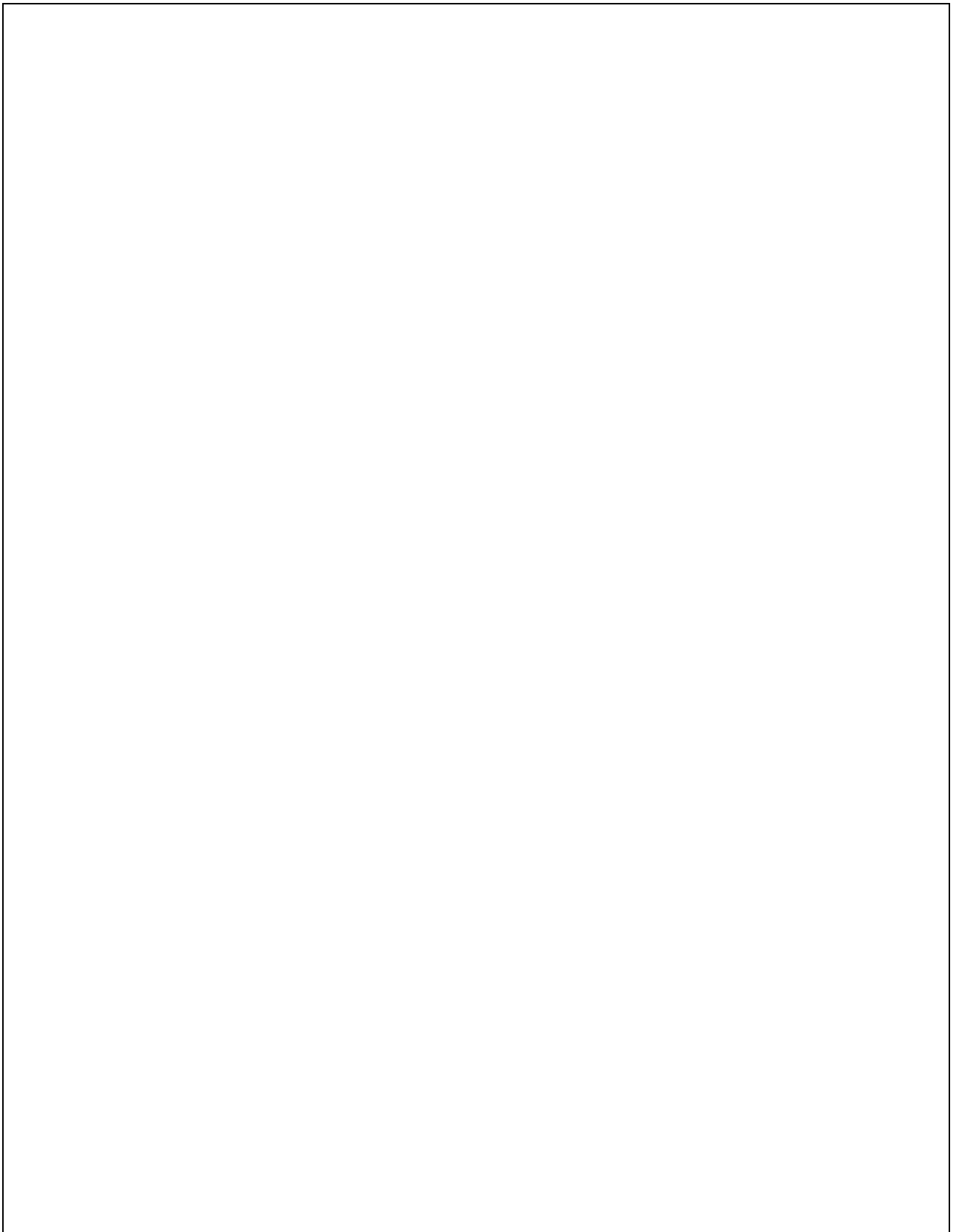
提案項目 5 : テナント占有面積、レイアウト案



※レイアウト案はスケッチ程度のもので結構です。

※出店に際しての配慮（病院内店舗として配慮すること等があれば記載してください。）やレイアウトの考え方についても記載してください。

提案項目 6 : その他の独自提案



提案項目 7 : 使用料の提案額

売上比例比率を記載すること。

区 分	売上見込額 (税込) 【A】	売上比例比率 (%) 【B】	売上比例賃料 (円) (A×B) 【C】
院内カフェ			

※売上見込額 (税込) は、1 年間の見込額を記載してください。

様式第3号

島根県立中央病院院内カフェ運営事業者選定に係る質問書

宛先：tyuobyoin@pref.shimane.lg.jp

〒693-8555 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
島根県立中央病院事務局総務部総務課

質 問 者	会 社 名	
	住 所	
	作成者所属	
	・ 氏 名	
	e - m a i l	
	電 話	
	ファクシミリ	

項 目	
質問要旨	
項 目	
質問要旨	

島根県立中央病院院内カフェ運営事業者募集に係る公募型プロポーザル評価基準

1. 審査方針

今回の公募型プロポーザル方式による運営事業者選定にあたっては、効率よくかつ適切な店舗運営が行えるか、また、病院の基本的な要望を理解した上で、安定的に長期にわたって管理運営できる体制が整っているかどうかを判断する必要がある。

このため、下記の3つの視点により評価を行うこととする。

- 院内カフェを運営する上で、十分な資質と能力及び体制を備えているか
- 当院施設の特性に合った運営方針を定め、店舗の設置目的や募集条件の内容を十分に理解した提案となっているか。
- 安定した質の高いサービスを効率的に長期にわたって提供できる取り組みとなっているか。

こうした視点を踏まえた上で、提案審査のポイントを次のとおりとする。

- 1 サービスに対する基本的な考え方
- 2 実施体制や衛生管理体制
- 3 従業員の教育や研修の実施状況
- 4 テナント運営者の信用度
- 5 テナントの店舗全体のコンセプトやレイアウト案
- 6 その他の独自提案の有無
- 7 使用料の提案額の評価

2. 審査方法の流れ

(1) 事務局による事前審査の実施

審査の参考として、書類審査のみで数値による評価を行う。

(2) 審査員による審査の実施

事前審査の結果を参考に、提案者のプレゼンテーションの内容を踏まえて、審査員の合議により評価を行う。なお、原則は絶対評価とする。

※プレゼン内容により事務局審査と異なる評価を与えることは可能。

※A社が突出して優れている場合は、B社を相対評価とすることも可能。

(3) 評価点

審査項目ごとに、下記の3段階の評価に応じた点数をつける

評価	配点 40 点	配点 20 点	配点 10 点
非常に優れている	40	20	10
優れている	32	16	8
普通	24	12	6
劣っている	16	8	4
非常に劣っている	8	4	2

3. 各審査項目とその考え方

■1 サービスに対する基本的な考え方

①利用者サービス向上についての具体的な提案

【配点】

- ・満点で20点

【評価視点】

- ・サービスの内容が病院利用者や職員の利便向上や病院施設内店舗という特徴を踏まえた構成となっているか。
- ・障がい者や高齢者、外国人などできるだけ多くの人々が利用でき、また、利用者の意見等を随時取り入れ、子供から高齢者まで幅広い世代の方が利用しやすい提案となっているか。

②メニュー及び品数の種類・価格

【配点】

- ・満点で20点

【評価視点】

- ・取扱商品、メニューの内容は魅力的なものか。
- ・価格設定の考え方は適切であるか。
(より高い品質を確保した上で、市中価格と同程度以下となっているか。)
- ・取り扱いメニューは、利用者の意見等を随時取り入れ、子供から高齢者まで幅広い世代の嗜好に対応できる提案となっているか。

③注文・支払い方式

【配点】

- ・満点で20点

【評価視点】

- ・身体の不自由な利用者が安心して利用できる配慮や子供から高齢者まで幅広い世代の方が注文しやすい工夫がされているか。
- ・利用者のニーズに考慮した決済方法が提案されているか。

④営業日、営業時間帯

【配点】

- ・満点で20点

【評価視点】

- ・営業日(通年)、営業時間(午前8時～午後6時)は要求水準を満たしているか。

■ 2 実施体制、管理体制

①実施体制、職種別時間帯別配置

【配点】

- ・満点で10点

【評価視点】

- ・従業員の人員数、配置、業務経験等が業務遂行上適切な運営体制となっているか。

②食材、調理、施設、機器の衛生管理

【配点】

- ・満点で20点

【評価視点】

- ・食品衛生、品質管理体制が整っているかについて評価する。
- ・施設や機器の衛生管理体制が整っているか。
- ・廃棄物の回収方法、処理方法は適切か

③事故防止対策や事故発生時の対応体制

【配点】

- ・満点で10点

【評価視点】

- ・事故防止対策が整備され、事故への対応が速やかに行えるか。
- ・大規模災害時や新型コロナウイルス大流行時の業務継続体制及び病院への協力体制が整っているか

■ 3 従業員の教育や研修の実施状況

①従業員の教育、研修実施状況

【配点】

- ・満点で10点

【評価視点】

- ・従業員の教育体制は十分か。

② 苦情等に対する対応

【配点】

- ・満点で10点

【評価視点】

- ・従業員の接遇、責任体制や緊急時の体制が整っているか。

■4 テナント業者の信用度

【配点】

- ・満点で40点

【評価視点】

- ・経営状態が健全でサービスを効率的に長期にわたって安定的な運営ができるか。
- ・同種業務についての実績が十分で、病院内で運営する能力を備えているか。
(どの程度全国展開しているか。)
- ・収支計画は収益性が健全で算出根拠が適切か。

■5 テナントの店舗全体のコンセプトやレイアウト案

【配点】

- ・満点で40点

【評価視点】

- ・施設や利用者の特徴を踏まえた、店舗全体のコンセプトを提案しているか。
- ・店舗のレイアウトや商品陳列において、障がい者や高齢者、外国人などできるだけ多くの人々が利用できるようユニバーサルデザインに配慮しているか。
- ・清潔感のある外観で洗練されたデザインになっているか。

■6 その他の独自提案の有無

【配点】

- ・満点で40点

【評価視点】

- ・出店に際し、参加事業者ならではの特色ある取り組みや積極的な事業提案がされているか。

■ 7 使用料の提案額の評価

【配点】

- ・満点で40点

【評価方法】

- ・提案売上比例比率の最高提案売上比例比率を40点とし、
それ未満の場合は次の算定式により採点する（小数点以下切り捨て）
「提案売上比例比率÷最高提案売上比例比率×40点」

1位：40点（最高提案売上比例比率）

2位以下：（提案売上比例比率÷1位の提案売上比例比率）×40点

評価項目	主な評価の視点	配点
1 サービスに対する基本的な考え方		80
① 利用者サービス向上についての具体的な提案	<ul style="list-style-type: none"> サービスの内容が病院利用者や職員の利便向上や病院施設内店舗という特徴を踏まえた構成となっているか。 障がい者や高齢者、外国人などできるだけ多くの人々が利用でき、また、利用者の意見等を随時取り入れ、子供から高齢者まで幅広い世代の方が利用しやすい提案となっているか。 	20
② メニュー及び品数の種類・価格	<ul style="list-style-type: none"> 取扱商品、メニューの内容は魅力的なものか。 価格設定の考え方は適切であるか。(より高い品質を確保した上で、市中価格と同程度以下となっているか。) 取り扱いメニューは、利用者の意見等を随時取り入れ、子供から高齢者まで幅広い世代の嗜好に対応できる提案となっているか。 	20
③ 注文・支払い方式	<ul style="list-style-type: none"> 身体の不自由な利用者が安心して利用できる配慮や子供から高齢者まで幅広い世代の方が注文しやすい工夫がされているか。 利用者のニーズに考慮した決済方法が提案されているか。 	20
④ 営業日、営業時間帯	<ul style="list-style-type: none"> 営業日(通年)、営業時間(午前8時～午後6時)は要求水準を満たしているか。 	20
2 実施体制、管理体制		40
① 実施体制、職種別時間帯別配置	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の人員数、配置、業務経験等が業務遂行上適切な運営体制となっているか。 	10
② 食材、調理、施設、機器の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生、品質管理体制が整っているか。 施設や機器の衛生管理体制が整っているか。 廃棄物の回収方法、処理方法は適切か。 	20
③ 事故防止対策や事故発生時の対応体制	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止対策が整備され、事故への対応が速やかに行えるか。 大規模災害時や新型コロナウイルス大流行時の業務継続体制及び病院への協力体制が整っているか。 	10
3 従業員の教育、研修		20
① 従業員の教育、研修実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の教育体制は十分か。 	10
② 苦情等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の接遇、責任体制や緊急時の体制が整っているか。 	10
4 テナント業者の信用度	<ul style="list-style-type: none"> 経営状態が健全でサービスを効率的に長期にわたって安定的な運営ができるか。 同種業務についての実績が十分で、病院内で運営する能力を備えているか。(どの程度全国に展開しているか。) 収支計画は収益性が健全で算出根拠が適切か。 	40
5 テナント占有面積、レイアウト案	<ul style="list-style-type: none"> 施設や利用者の特徴を踏まえた、店舗全体のコンセプトを提案しているか。 店舗のレイアウトや商品陳列において、障がい者や高齢者、外国人などできるだけ多くの人々が利用できるようユニバーサルデザインに配慮しているか。 清潔感のある外観で洗練されたデザインになっているか。 	40
6 その他の独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 出店に際し、参加事業者ならではの特色ある取り組みや積極的な事業提案がされているか。 	40
7 使用料の提案額	<ul style="list-style-type: none"> 提案売上比例比率の最高提案売上比例比率を40点とし、それ未満の場合は次の算定式により採点する(小数点以下切り捨て) 「提案売上比例比率÷最高提案売上比例比率×40点」 	40
合計		300

院内カフェ工事区分表

別添3

項 目	病 院	運 営 事 業 者	備 考	
院内 カフェ	内装	○		
	防災設備・消火設備		○※	※店舗区画内に天井を設ける場合は、運営事業者側負担とする
	電気設備（照明・コンセント・電話など）	○※	○	※電源は機械室内に専用分電盤設置、電話は天井内にプルボックス止め（電気容量：電灯20kW、動力22kW程度）
	同上 計量メーター	○		
	空調設備	○※	○	※配管・ダクトルート、室外機置き場は病院側で確保
	換気設備	○※	○	※店舗区画内突き出しまで
	衛生設備（衛生器具）		○	
	同上 給水・排水	○		給水25A、雑排水75A、店舗区画内プラグ止め
	同上 計量メーター	○		
	厨房機器・調理器具・食器など備品類		○	
	グリーストラップ		○	
	椅子・テーブル		○	
	その他事務用機器・備品等		○	